

5 G サービス契約の改訂

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳所の発行等)</p> <p>第85条 当社は、5 G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G契約者等に係る5 G又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5 G契約者等に係る5 G又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する世界ギガし放題、世界そのままギガの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第86条～第94条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則（令和5年5月18日経企第574号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月24日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳所の発行等)</p> <p>第85条 当社は、5 G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G契約者等に係る5 G又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5 G契約者等に係る5 G又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する海外パケ・ホーダイ、パケットバック海外オプションの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第86条～第94条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

X i サービス ー ビ ス 契 約 約 款 の ー 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 13 章 (略)</p> <p>第 14 章 その他のサービス</p> <p>(料金明細書の発行等)</p> <p>第 81 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、その X i 契約者に係る X i 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳書を発行します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する世界ギガし放題、世界そのままギガの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注 2)～(注 3) (略)</p> <p>第 81 条の 2～第 93 条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (令和 5 年 5 月 18 日経企第 574 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 20 項第 3 号の(カ)中「パケットバック海外オプション」を「世界そのままギガ」に改めます。</p>	<p>第 1 章～第 13 章 (略)</p> <p>第 14 章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳書の発行等)</p> <p>第 81 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、その X i 契約者に係る X i 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳書を発行します。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する海外パケ・ホーダイ、パケットバック海外オプションの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注 2)～(注 3) (略)</p> <p>第 81 条の 2～第 93 条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>附 則（令和 5 年 5 月 18 日経企第 574 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 974 号（平成 20 年 11 月 21 日）の附則第 3 項第 8 号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。</p> <p>4 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）の附則第 5 項第 11 号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。</p>	